

申立書(求職活動)

※在園時用

日立市長 殿

保育園等の入園継続申請をするに当たり、以下の通り申し立てます。
下記【注意事項】に記載されている期限内に就労し、就労(内定)証明書を提出しますので、入園継続を希望します。
もし、下記【注意事項】に記載されている期限内に就労できない場合には、保育の実施を解除(退園)されても異議を申し立てません。

申立日 令和 年 月 日

申立人	住所	
	氏名	

求職活動の状況については、次のとおりです。(□欄にチェックし、必要事項を記入してください)

現在の活動状況	<input type="checkbox"/> 公共職業安定所(ハローワーク)に通い、面接や採用試験を受けている(予定含む)
	<input type="checkbox"/> 新聞・インターネット等で求人情報を検索し、面接や採用試験を受けている(予定含む)
	<input type="checkbox"/> 就職斡旋機関に登録し、面接や採用試験を受けている(予定含む) ※登録機関の名称()

【注意事項】の記載内容を確認しました。

署名

【 注 意 事 項 】

- 求職活動を事由に「保育認定(2号認定・3号認定)」を受けるには、公共職業安定所(ハローワーク)での活動、面接のための企業訪問など、継続的(定期的)に外出し、活動している(活動予定である)ことが条件となります。よって、毎月の求職活動状況報告書を提出していただき、活動状況の確認を行います。継続的(定期的)な活動状況が確認できない場合には、認定を取り消すことがあります。

<求職活動状況報告書の提出期限>

毎月、求職活動をした月の翌月10日(土・日曜、祝日、休日の場合はその前日)までに求職活動報告書を提出してください。

- 退職後、保育園等に入園継続する場合は、次の期間内に就労(内定)証明書を提出してください。提出できない場合は、認定証の有効期間(退職日の翌日から起算して2か月を経過する日の翌日が属する月の末日まで)をもって退園となりますので、あらかじめご了承ください。

<就労(内定)証明書の提出期限>

退職日の翌々月15日まで(例:4月1日退職の場合は、翌々月の6月15日まで)

※土曜、日曜、祝日の場合はその前日まで

- 認定が期間満了(退園)となる場合で、再度、保育を希望される場合は、新規申請が必要となります。※新規申請受付後は、利用調整によって入園の可否を決定するため、必ず入園のご案内が出来るものではありません。申込期限については、「日立市ホームページ」又は「保育サービスのご案内(冊子)」をご参照ください。

児童氏名	利用施設名	申込・入園の状況
		<input type="checkbox"/> 申込中
		<input checked="" type="checkbox"/> 入園中